

旭川市空家等対策計画 現行計画の施策評価

施策	実績	評価	課題	
施策テーマ 1 空き家や特定空家等の発生の抑制				
施策 1 適切な管理の周知・啓発				
空き家所有者等への適切な維持管理に関する周知・啓発	空き家所有者への空き家の管理に関する啓発パンフレットの配布	○所有者等に対する啓発の結果、令和４年度から令和７年度にかけて３１６件の空家において除却又は是正された。	管理されず放置されている空き家は依然として多く、管理意識の低い空き家所有者等に対する周知・啓発が必要	
		○建設リサイクル解体の届出は、令和４年度以降毎年増加傾向にあり放置空家に対する空き家所有者等の意識変化が窺える。		
		（リサイクル法に伴う一戸建て住宅除却届出件数）		
		令和４年度		４６５
		令和５年度		５３０
令和６年度	５８１			
令和７年度	５７６			
空き家所有者等への相続手続きに関する周知・啓発	不動産の登記名義人（所有者）が亡くなった場合は相続登記が必要となる旨を記載した「おくやみガイドブック」を市民課窓口等で配布したほか長期間相続登記されていない空き家管理者等に対し旭川法務局が作成している相続登記に関する啓発パンフレットを送付	相続登記に関する啓発パンフレットの送付以降、相続人から折り返しの連絡が寄せられる頻度が増えており相続登記制度の周知にはつながっている。	相続登記がされずに放置されている空き家が依然として見受けられることから、法務局等の関連部局と連携した相続放棄制度の周知が必要	
町内会、地域包括センター等との連携による空き家の維持管理に関する周知・啓発	町内会等の要請に応じ、空き家に関する講習会等を開催	講習会を通じて空き家発生抑制に向けた啓発を行ったが、説明会の開催が少なかったため空き家の発生抑制には効果が限定的であった。	今後空き家が増えてくることが予想されることから、単身高齢者世帯等の空き家予備軍に向けた啓発が必要	
自ら空き家を管理することが難しい所有者等への空き家管理サービス等の情報提供	空き家所有者等からの相談に応じ、屋根雪下ろし業者等の情報提供を行った。 また、所有者等から民間の管理サービスに関する相談があった場合は、インターネットの検索により事業者相談するよう助言した。	○雪下ろし業者のリストを空き家所有者へ配布することで、所有者等により雪下ろし等の措置がされ道路や隣地への落雪防止に一定の効果があった。 ○所有者等から民間管理サービスに関する相談事例があった場合には、インターネットにより事業者を検索し相談するよう助言することで適切な維持管理に向けた支援につながった。	公平性に配慮しながら特定の民間管理サービス事業者情報を提供するなど適切な維持管理に向けた支援が必要	
庁内空き家関連部局の連携による市民等への相談対応	旭川市空家等対策連絡会議構成部局間で情報共有し、連携して空き家対策を行った。 （主な取組） ・バリケードの設置など歩道の危険予防措置 ・空き地等の雑草等相談、刈払機貸出業務 ・消防による危険排除 など	適宜関係部局と連携し市民からの相談に対応することができた。	市民からの相談が多様化しており引き続き庁内関係部局との連携が必要	

施策	実績	評価	課題
旭川司法書士会及び宅建協会と連携した空き家所有者等からの相談対応	旭川司法書士会及び宅建協会と合同で空き家に関する無料相談会を開催し、所有者等からの相談等に対応した。 (実績) ・令和 4 年度：10 名 ・令和 5 年度：10 名 ・令和 6 年度： 6 名 ・令和 7 年度： 9 名	相談会を行うことで将来空き家になる可能性がある住宅を未然に防ぐことができ、相談会参加者からも有意義であったと評価が得られた。	空き家所有者等からの相談に対応するため引き続き関係団体との連携が必要
大規模空き建築物の現状把握及び所有者等への維持管理に向けた啓発	大規模空き建築物の所有者に対し、面会、架電等により適宜適切な維持管理に向けた指導等を行った。	大規模空き建築物の所有者に対する指導の結果、大規模空き建築物の一部では適切な措置が講じられた一方、所有者への郵送物が返送されてきたり、電話にも応答しないなど啓発につながらない場合があった。	大規模空き建築物では修繕費用等が高額となり管理されず放置される場合が多く所有者等の管理意識の低さが課題
施策テーマ 2 良質な住宅ストックの形成			
「旭川耐震改修促進計画」に沿った施策の推進	耐震診断、耐震改修費用の一部補助に加え、令和 8 年度から耐震性が低い住宅を除却する場合の費用の一部補助を実施	耐震改修補助の利用実績が無いため評価なし。	耐震改修補助の申請が低調なことから補助制度の検証・見直しが必要
住宅改修への支援による良質な住宅ストックの形成	住宅の省エネルギー化や性能維持・向上に資する工事などの改修費用の一部を補助した。 (主な取組) ・高齢化対応住宅普及促進事業 ・住宅改修促進事業 など	住宅の省エネルギー化や性能維持・向上に一定の効果があった。	現状の補助制度を維持する。
空き家の修繕や改修に対する金融機関の融資・支援制度の情報収集及び空き家所有者等への提供	具体的な事例なし。	修繕、改修に対する金融機関の融資に関する相談事例がないため評価なし。	市民等からの問い合わせがあった場合に対できるように金融機関の融資・支援制度に係る情報収集が必要
施策テーマ 2 空き家の活用			
施策 1 多様な連携による利活用等の推進			
宅建協会からの情報提供依頼に基づく不動産業者への空き家所有者情報の提供	「旭川市空家等流通促進に係る所有者等情報連携施策に関するガイドライン」に基づき不動産業者への空き家所有者情報の提供	不動産業者からは空き家の所有者情報の提供依頼が数件あったが、所有者から連絡がない、情報提供の同意が得られないなどの理由により不動産業者と空き家所有者とのマッチングの実績はなかった。	情報連携施策を知らない不動産業者も一定数おり、当該制度の周知が改めて必要
不動産業者への売却希望空き家情報の提供による空き家の流通促進	具体的な事例なし。	宅建協会との具体的なルール作りが出来ておらず流通促進につながらなかった。	売却を希望する所有者等が多いことから、流通支援に向けた制度充実が必要
地域包括支援センターとの連携による空き家所有者等への相談体制の構築	具体的な事例なし。	地域包括支援センターと連携した相談体制を構築するまでには至っていない。	空き家の発生抑制に向け、地域包括支援センターと連携した相談体制の構築が必要
町内会の関係団体と連携した空き家の利活用	具体的な事例なし。	町内会からの空き家の利活用に関する具体的な要望がなく空き家の利活用につながった実績がなかった。	空き家の利活用に向けては利用する側（需要）と所有者側（供給）の意向をマッチングさせる必要があるが双方からの具体的な要望がない。

施策	実績	評価	課題
施策2 利活用の促進に向けた情報提供			
関係部局との連携による移住・定住、新規就農へ向けた空き家の有効活用	関係部局と連携した移住・定住に関する個別相談会等の開催 (参加者実績) ・令和7年度：セミナー：40名、個別相談会：30名	セミナー参加者からは問題解決の一助になったなど大変好評であった。	移住・定住の促進に向け引き続き庁内関係部局と連携した空き家の有効活用を進める。
空き家のリフォームに対する所有者等の疑問等への相談体制の充実	具体的な取り組み無し	空き家所有者からのリフォームに関する具体的な相談実績がなかった。	空き家のリフォームに関する相談事例がなく施策を見直す。
空き家所有者への「北海道空き家情報バンク」制度の周知充実	パンフレット等を活用した空き家所有者等への同制度に関する周知	窓口等で北海道空き家情報バンクに関するパンフレット等を配布、掲示するなど制度に関して周知を行った。	空き家バンクでの売買、賃貸等の実績が少なく、空き家バンクの設置運営主体である北海道とも連携した施策の充実が必要
「マイホーム借上げ制度」、リバースモーゲージ制度などの情報提供	空き家の売却等への相談の際に、同制度の概要について説明	空き家の売却等への相談の際に、同制度の概要について説明	頻度としては少ないが、空き家の売却等への相談の際に、同制度等について周知を行う。
施策テーマ3 適切に管理されていない空家等への対応			
施策1 助言又は指導等や法的措置の実施			
所有者等への助言、指導の実施	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言、指導を適宜実施	所有者等に対する助言、指導の結果、令和4年度から令和7年度にかけて316件の空き家において除却及び是正が行われた。	管理不全空家等、特定空家等の解消に向けて法に基づく助言、指導等の措置を繰り返し行うことが必要
改善が見られない特定空家等の所有者に対する勧告・命令・代執行の実施	倒壊等により周辺住民等に多大な被害が及ぶ可能性がある特定空家等に対する代執行の実施 (実績) ・令和4年度：1件	行政代執行により空き家の除去を行った結果、危険性の解消につながった。	緊急安全措置や行政代執行の実施により危険性の解消につながったが、これらの措置に至る前に問題解決できることが望ましい。
危険な状態が急迫している特定空家等への緊急安全措置の実施	倒壊、落雪などによる危険性が急迫している空家に対し、除却、雪下ろし等の緊急安全措置の実施 (実績) ・令和4年度：1件(上屋解体) ・令和5年度：1件(雪下ろし) ・令和6年度：1件(上屋解体) ・令和7年度：2件(上屋解体、危険部位除去)	所有者が不存など措置すべき者がいない空き家について「旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例」に基づき緊急安全措置を行うことで危険性の解消につながった。	
施策2 所有者不在空家等の法的手続			
相続財産管理人又は不在者財産管理人の申立てによる特定空家等の処分	空き家の適切管理, 処分に向けて, 計画的に相続財産管理人又は不在者財産管理人選任の申立てを実施した。 (実績) ・令和4年度～令和7年度 9件 (内 予納金返還済み 3件)	相続財産清算人等の選任申立てにより、空き家問題の解決に一定の効果があつた一方、解決までに時間を要している状況が常態化している。	不存在物件が増加傾向にあり、令和5年の民法改正により新設された財産管理制度を活用するなど解決までの期間短縮や予納金等の費用負担を減らす工夫が必要

施策	実績	評価	課題
施策 3 除却等の補助・支援			
空家除却費用の一部補助	周辺に悪影響を及ぼしている不良空き家住宅等を除却する際の費用の一部を補助 (補助金交付実績) ・令和 4 年度～令和 7 年度 1 4 件	補助金を交付することで不良空き家住宅等の除却の動機付けとなっている。	不良空き家住宅等の除却に一定の効果があったことから引き続き補助制度による解体補助が必要
国に対する補助制度拡充の働きかけ	国に対し補助制度の拡充について要望書提出	国に対し補助制度の拡充について要望書を提出	除却、活用のみが対象となっている現行の補助制度では今後対処できない事案が発生する懸念がある。